

# 令和5年度 岐阜市立義務教育諸学校教科用図書採択検討委員選出基準

1 根拠 岐阜市立義務教育諸学校教科用図書採択検討委員会規則第2条

2 人数 15人以内

## 3 基準及び資格

・委員は、教育長をもって充てるほか、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命するもの。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体等が推薦する者
- (3) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

## 4 利害関係者の排除

・教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は除く。【参考：下記規定及び通知の趣旨】

### ■義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第10条第2項の規定

＜義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等の施行にともなう事務処理について（文初教第九六号 昭和三九年二月一四日の規定）＞

＜義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について（28文科初第432号による通知）＞

- ① 発行者の役員および従業員ならびにこれらの配偶者および三親等内の親族
- ② 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者
- ③ 教科用図書および教師用指導書の著作者（事実上、著作に参加し、または協力した者を含む。）
- ④ ③の著作者が団体である場合は、その団体の役員およびこれに準ずる者
- ⑤ 教科用図書の供給の事業を行なう者およびその従業員
- ⑥ 過去3年以内に教科書発行者が主催する会議に参加したり、教科書発行者等から教科書の内容・記載についての意見を求められたりした者